

## 小規模保育・事業所内保育事業（保育認定）加算点検表

前年度の加算認定状況と要件の充足状況について結果を回答してください。

加算	認定	点検事項	点検結果	
			適	否
障害児保育加算		基本分単価における必要保育従事者数に加え、障害児（軽度障害児を含む。）2人につき1人を加配しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		身体障害者手帳や医師による診断書、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって加算の対象としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
休日保育加算		市内対象施設なし（令和6年度）	—	—
夜間保育加算		市内対象施設なし（令和6年度）	—	—
減価償却費加算		次の（1）～（4）の全ての要件に該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（1）小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。また、事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（2）建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（3）建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（4）賃借料加算の対象となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賃借料加算		次の（1）～（4）の全ての要件に該当しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（1）小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。また、事業所の一部が賃貸物件の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（2）（1）の賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（3）賃借料の国庫補助を受けた施設であり、当該補助に係る残額（使い残し）がないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		（4）減価償却費加算の対象となっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
冷暖房費加算		全ての施設に加算	—	—
除雪費加算		対象外	—	—
降灰除去費加算		対象外	—	—
施設機能強化推進費加算		事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		総合的な防災対策を図る取組は、地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等の実施や、職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進するものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		総合的な防災対策を図る取組に必要な経費の総額は、概ね16万円以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		次の①～⑤の事業等のうち、2つ以上実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①延長保育事業 ②一時預かり事業（一般型） ③病児保育事業 ④乳児が3人以上利用している施設 （4月～11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） また、乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、乳児保育を実施する職員体制を維持し、地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。 ⑤障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設 （4月～11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
栄養管理加算		食事の提供に当たり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

加算	認定	点検事項	点検結果	
			適	否
第三者評価受審加算		市内対象施設なし（令和6年度）	—	—
処遇改善等加算Ⅰ		「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」の具体的な内容を職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		加算額については、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金項目を特定した上で賃金の改善を行い、その項目の名称、内訳等を明確に管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賃金改善要件分に係る加算額は、その全額を職員の賃金改善に確実に充てているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		処遇改善等加算額を含む職員の賃金に係る経費について、人件費を対象経費とする補助金等の経費と重複し、教育・保育給付費（委託費）と補助金等の二重交付を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処遇改善等加算Ⅱ		「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」の具体的な内容を職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		加算額については、副主任保育士、専門リーダー又は中核リーダー及び職務分野別リーダー又は若手リーダーに対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて賃金の改善を行い、その名称、内訳等を明確に管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		加算額は、その全額を職員の賃金改善に確実に充てているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		処遇改善等加算額を含む職員の賃金に係る経費について、人件費を対象経費とする補助金等の経費と重複し、教育・保育給付費（委託費）と補助金等の二重交付を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の具体的な内容を職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処遇改善等加算Ⅲ		加算額については、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから改善を行う賃金項目を特定した上で賃金の改善を行い、その項目の名称、内訳等を明確に管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		加算額は、その全額を職員の賃金改善に確実に充てているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		処遇改善等加算額を含む職員の賃金に係る経費について、人件費を対象経費とする補助金等の経費と重複し、教育・保育給付費（委託費）と補助金等の二重交付を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>